

令和 8 年度

環境保全小美玉市民会議 総会 次第

日 時：令和 8 年 6 月 2 6 日（金）
午後 1 時 3 0 分 ～
会 場：小美玉市役所 第 2 会議室

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 自己紹介
4. 協議案件

1) 役員選任について

議案第 1 号 令和 8 年度 役員（案）

2) 令和 7 年度 事業報告について

議案第 2 号 事業報告

議案第 3 号 決算報告並びに監査報告

3) 令和 8 年度 事業計画について

議案第 4 号 事業計画（案）

議案第 5 号 予算（案）

議案第 6 号 実践活動等助成基準（案）

5. そ の 他
6. 閉 会

令和8年度 役員（案）

役 職	氏 名	備 考
議 長	（真 家 功）	小美玉市議会議員 総務常任委員長
副議長	（藤 田 健 美）	小美玉市区長会 会長
	木 村 利 夫	小美玉市区長会 副会長
	（種 橋 裕 之）	小美玉市区長会 副会長
幹 事	福 島 ヤ ヨ ヒ	小美玉市消費生活の会 会長
	（助 川 千 恵 子）	小美玉市女性連絡協議会 会長
	（松 代 由 美）	小美玉市学校長会
	（藤 吉 誠）	小美玉市企業連絡協議会 会計
監 事	田 口 茂	小美玉市区長会 副会長
	根 崎 正 行	玉里地区きれいなまちを未来へつなぐ会

※（ 氏名 ）は新役員

令和7年度 事業報告

○会議

区 分	期 日	場 所	備 考
役員会	書面会議	—	—
総 会	6月25日（水）	小美玉市役所 第3会議室	12名出席

○環境保全に関する実践活動

1. 道路河川の雑草除去及びこさ払い

- ・ 道路河川の雑草除去及びこさ払い。6月～8月に市内全域で実施。
 - 実施75区（うち28区は2回実施） 参加者：5,149人
 - 助成金：893,500円
- ・ 【前年実績】参加75区（うち25区は2回実施） 5,311人 助成890,000円

2. 一斉クリーン作戦

- ・ 1回目（5/25予定）：雨天中止。各行政区の判断で別日実施。
 - 実施56区 参加者3,461人
 - 助成506,000円
- ・ 2回目（12/7実施）：区長主導で清掃活動（道路河川の草刈りやごみ拾い等）実施。
 - 実施110区 参加者6,518人 当日回収2,150kg
 - 助成935,000円
- 合計：110区、参加者9,979人、助成1,441,000円
- ・ 【前年実績】参加109区13,083人、助成1,825,500円

3. クリーン・ウォーク等

- ・ 11/15 百里基地・茨城空港周辺（参加82名、回収110kg）
- ・ 3/20 霞ヶ浦周辺（参加34名、回収29kg）
 - 環境フェスティバル実行委員会主催イベント スポ GOMI として実施

4. 高速道路側道の清掃活動

- ・ 美野里地区内の高速道路に接する行政区において、側道の清掃活動を実施。
 - 実施6区 参加者163人
 - 助成：60,000円
- ・ 【前年実績】参加5区184人、助成50,000円

5. 環境美化保全備品等購入費助成事業

- ・ 環境美化のための備品購入補助を実施。
 - 実施17区
 - 助成金額：163,246円
- ・ 【前年実績】12区、助成111,557円

○資源リサイクル活動

- ・ 各行政区の資源ごみ分別回収活動を支援。
 - 実施 25 区 実施回数：104 回
 - 助成金：864,000 円
- ・ 回収資源合計：86,180kg
 - 内訳：紙・布 80,303kg、ガラス 113kg、ペットボトル 30kg、金属 5,734kg
- ・ 【前年実績】27 区、実施 99 回、総量 110,696kg、助成 891,000 円

○不法投棄監視協力事業 . . . 参考 1

- ・ 不法投棄監視サポーターを選出し、地域の監視体制を強化。
 - 実施区数：34 区 登録サポーター数：163 名
 - 助成金：442,000 円
- ・ 【前年実績】登録 25 区 128 名、325,000 円

○環境美化サポーター

- ・ 令和 3 年度から環境美化サポーター登録事業を実施。
- ・ 令和 7 年度から、登録の団体（会社・学校・行政区を除く）による清掃活動実施に伴い、助成金を交付。
 - 登録団体数：33 団体、人数 1,471 名
 - 助成団体数：3 団体 助成金：27,000 円

○環境保全に関する市民意識の高揚・啓発活動 . . . 参考 2

- ・ 行政区へ啓発看板・資材等を配布。
- ・ 配布数量
 - 不法投棄防止看板：132 枚
 - ペット糞マナー看板：54 枚
 - ダミーカメラ・センサーライトなど：71 個
 - 木杭：171 本
 - ごみ袋：10,570 枚

令和7年度 決算報告

歳入総額 6,528,113 円
 歳出総額 6,174,716 円
 差引残額 353,397 円
 (令和8年3月末日現在)

収入 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	比較	備 考
1 補 助 金	6,000,000	6,000,000	0	市補助金
2 雑 収 入	0	4,959	4,959	預金利子等
3 繰 入 金	0	0	0	
4 繰 越 金	523,154	523,154	0	繰越金
計	6,523,154	6,528,113	4,959	

支出 (単位：円)

項 目	予算額	決算額	比較	備 考
1 会 議 費	10,000	11,838	1,838	総会・役員会・会議参加開催関係
2 事 業 費	6,050,000	5,793,899	△ 256,101	一斉クリーン作戦(5月) 506,000 一斉クリーン作戦(12月) 935,000 資源リサイクル活動 936,000 道路河川等清掃こさ払い 887,500 高速道路側道清掃活動 60,000 環境美化保全備品 163,246 不法投棄監視協力 442,000 看板製作費 1,047,200 事業用品 816,953
3 事 務 費	260,000	241,224	△ 18,776	傷害保険料
4 負 担 金	10,000	10,000	0	環境保全県民会議会費
5 役 務 費	150,000	117,755	△ 32,245	銀行振込手数料
6 予 備 費	43,154	0	△ 43,154	
計	6,523,154	6,174,716	△ 348,438	

収支

収入済額(6,528,113円)－支出済額(6,174,716円)
 差引残額 353,397円は、次年度予算に繰り越いたします。

監 査 報 告

令和7年度における環境保全小美玉市民会議決算の監査を執行した結果、
会計事務の各予算執行は適正であり、各帳簿ならびに各証拠書類の整理及び
管理は、適正に行われていることを認めます。

令和8年5月11日

環境保全小美玉市民会議議長 様

監 事 田 口 茂

監 事 根 崎 正 行

令和 8年度 事業計画（案）

（１）会議

- ・役員会 書面協議 〆切6月12日（金）
- ・総会 6月26日（金）午後1時30分 小美玉市役所 第2会議室

（２）環境保全に関する実践活動を推進すること

- ・一斉クリーン作戦の実施
1回目：5月24日（日）、 2回目：12月6日（日）
- ・道路河川の草刈及びこさ払い、空き缶、散乱ごみの清掃活動
- ・環境美化活動の推進（地域・職域・学校・企業・団体サポーター等）
- ・実態把握と活動の見える化（SNS ピリカの登録及び利用促進）
- ・地域再発見/参加交流 美化活動の促進（クリーンウォーク等）

クリーン作戦の運用変更について

1. 現状の運用

- 事前に申請のあった区について、不燃物（カン・ビン等）の当日回収を実施中。

2. 変更内容

- 本年度2回目（12月6日実施分）以降、不燃物の当日回収を中止し、燃やすごみと同様に、通常の収集日に回収を統一。

3. 今後の対応

- 回収ルールの再案内及び具体的なスケジュールや運用詳細の確定。
- 市民への周知徹底（区長便、ホームページなど）を実施。

（３）環境保全に関する市民意識の高揚を図ること

- ・不法投棄抑止啓発看板ほか対策備品等の作成及び配布
- ・犬猫フン後始末、飼育等看板の作成及び配布

（４）資源リサイクル活動の推進

- ・資源ごみのリサイクル活動を支援し再生資源の利用促進
- ・廃食油回収・リサイクル事業 回収拠点の拡張

(5) 環境保全に関する情報の収集及び提供

- ・ ホームページ・広報紙等に環境関連情報の提供
- ・ ウェブサイト、SNS利用の促進（サポーター登録、不法投棄通報ほか）

(6) その他環境保全市民会議の目的を達成するために必要な事業

- ・ 外国語版ごみカレンダー、指定ごみ袋の作成等

【年間予定】

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・ 活動備品配布案内通知 ・ クリーン作戦通知 ・ 小型家電回収イベント	◇一斉クリーン作戦	・ 総会 ※不法投棄防止月間	・ 助成事業案内通知			・ 助成金上半期入金 ・ 小型家電回収イベント ・ クリーン作戦通知	・ クリーンウォーク ※不法投棄防止月間	◇一斉クリーン作戦		・ 助成金下半期入金	
こさ払い等											

令和8年度 予算（案）

歳入総額 6,355,000円

歳出総額 6,355,000円

収入

（単位：円）

項 目	本年度	前年度	比較	備 考
1 補 助 金	6,000,000	6,000,000	0	市補助金
2 寄 付 金	0	0	0	
3 雑 収 入	1,603	0	1,603	預金利子等
4 繰 入 金	0	0	0	
5 繰 越 金	353,397	523,154	△ 169,757	前年度繰越金
計	6,355,000	6,523,154	△ 168,154	

支出

（単位：円）

項 目	本年度	前年度	比較	備 考
1 会 議 費	10,000	10,000	0	役員会・総会等
2 事 業 費	5,900,000	6,050,000	△ 150,000	1) 看板製作費 450,000 不法投棄・ペットマナー等啓発看板 2) 実践活動費 5,450,000 実践活動支援金等 5,250,000 事業用品購入 200,000
3 事 務 費	250,000	260,000	△ 10,000	傷害保険料
4 負 担 金	10,000	10,000	0	環境保全県民会議会費
5 役 務 費	150,000	150,000	0	銀行振込手数料等
6 予 備 費	35,000	43,154	△ 8,154	
計	6,355,000	6,523,154	△ 168,154	

※各項目間の予算流用は、予算額の範囲内で可とする。

※令和8年度より、予算案の収入・支出合計を千円単位で作成しています。

令和8年度 実践活動等助成基準（案）

1. 実践活動時地区助成(支援)金 （総会時点の各地区世帯数を適用）※市民協働課提供
 ※年間助成限度回数 全4回 （クリーン作戦2回、草刈り・こさ払い2回）

世 帯 数	地区助成(支援)金額
～ 50	6,000円
51 ～ 60	6,500円
61 ～ 70	7,000円
71 ～ 80	7,500円
81 ～ 90	8,000円
91 ～ 100	8,500円
101 ～ 120	9,000円
121 ～ 150	10,000円
151 ～ 200	12,000円
201 ～ 250	16,000円
251 ～	20,000円

2. 高速道路側道清掃活動時地区助成(支援)金
 10,000円（年間活動費）

3. 資源リサイクル活動地区助成(支援)金
 9,000円（一般分 年6回を限度。）
 12,000円（プラ分 年2回を限度。）
 ※プラ容器にはペットボトルを除く。

4. 環境美化保全備品等購入費の一部助成金
 区域内の公共用地等（公園、道路、歩道等）の環境美化保全に係る備品、消耗品等の
 購入費の一部を補助する。（但し、庁内他課の対象となったものは除く）
 10,000円（一地区限度額）

5. 不法投棄監視協力助成（支援）金
 地域の不法投棄監視体制の強化を図るため、市が設置する不法投棄監視サポーターを
 選出する地区に対策費の一部を補助する。
 13,000円（一地区あたり）

6. 環境美化サポーター清掃活動協力助成（支援）金
 環境美化サポーターに登録されている団体（会社・学校・行政区を除く）による清掃活動実
 施に伴う支援金。
 3,000円（1団体 年4回を限度）
 事前に実施計画書を提出していただき、実施後、活動報告書に写真を添えて報告。

環境保全 小美玉市民会議 構成団体及び代表者一覧（案）

令和8年度

No	団体等名	役職名	代表者	
			氏名	役員名
1	小美玉市議会	総務委員長	(真 家 功)	議長
2	小美玉市農業委員会	会長	内 田 收	
3	小美玉市区長会	会長	(藤 田 健 美)	副議長
4		副会長	木 村 利 夫	副議長
5			(種 橋 裕 之)	副議長
6			田 口 茂	監事
7		理事	亀 井 優	
8			(松 村 良 輔)	
9			(山 本 栄 一)	
10		監事	笹 目 泰 久	
11			(廣 戸 俊 一)	
12			(小 林 時 也)	
13		会計	(上 野 浩)	
14			(小 里 通)	
15		書記	(安 岡 博 仁)	
16	小美玉市消費生活の会	会長	福 島 ヤヨヒ	幹事
17	小美玉市女性連絡協議会	会長	(助川 千恵子)	幹事
18	小美玉市学校長会		(松 代 由 美)	幹事
19	小美玉市企業連絡協議会	会計	(藤 吉 誠)	幹事
20	玉里地区きれいなまちを 未来へつなぐ会	代表	根 崎 正 行	監事
21	「ホトメの里」の会	会長	小 松 邦 彦	
22	小美玉生物の会	会長	櫻 井 浩	
23	小美玉ネット	会長	井 坂 英 二	
24	玉里しみじみの村	会長	齋 藤 弘 行	

※（ 氏名 ）は、本年度から新規及び異動の方

環境保全小美玉市民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、環境保全小美玉市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、市民が環境保全活動を推進することにより、郷土の美しい自然を守り持続的に快適な生活環境を築くことを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 環境の保全に関する実践活動を推進すること。
- (2) 環境の保全に関する意義の高揚を図ること。
- (3) 環境の保全に関する施策に対する提案をすること。
- (4) 家庭排水浄化を推進すること。
- (5) 環境美化，資源リサイクル，緑化等の市民運動の推進。
- (6) 環境保全に関する情報の収集及び提供。
- (7) その他市民会議の目的を達成するために必要な事業。

(構成)

第4条 市民会議は、環境保全に賛同する団体及び個人，市その他の公共機関をもって構成する。

(役員)

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 3名
- (3) 幹事 9名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は総会で互選する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は2年(総会から翌々年度の総会まで)とする。ただし，再任は妨げない。

2 欠員が生じたときは，補欠によって就任した者の任期は，前任者の残りの期間とする。

(役員の職務)

第8条 議長は市民会議を代表し，その運営を総括する。

- 2 副議長は，議長を補佐し，議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は，市民会議の運営及び実践活動に関する協議をする。
- 4 監事は，市民会議の会計を監査し，その結果を総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。

2 会議の議事は出席者の過半数をもって成立する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

3 前項の議事は書面による協議に代えることができる。

(会議事項)

第10条 総会は、次の各号における事項を審議する。

(1) 市民会議の事業及び予算並びに決算に関すること。

(2) 規約の変更及び廃止に関すること。

(3) 役員の選任に関すること。

(4) その他総会に必要な事項に関すること。

2 議長は、総会で審議する事項について、あらかじめ役員の意見を聞く。

(事務局)

第11条 市民会議の事務局は、小美玉市役所 環境課内に置く。

(経費)

第12条 市民会議の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2年7月8日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5年6月29日から施行する。